

令和7年10月27日招集

## 第10回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和7年第10回狭山市農業委員会総会

---

令和7年10月27日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1)農用地利用集積等促進計画について
  - (2)農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3)農地法第4条の規定による許可申請について
  - (4)農地法第5条の規定による許可申請について
  - (5)生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 4 協議及び報告事項
  - (1)農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2)その他
- 5 閉会 午後3時10分

---

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 渡 邊 隆 夫
4番 増 田 棟 順	5番 堀 口 一 男	6番 齋 藤 栄 一
7番 森 田 依 見 子	8番 仲 川 知 範	9番 室 岡 芳 浩
10番 清 水 芳 則	11番 大 野 博 文	12番 下 村 辰 次
13番 安 藤 千 鶴	14番 増 田 茂	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 渡 邊 雅 彦 主事 七 字 涼 太

---

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第10回狭山市農業委員会総会を開催いたします。

先ずは、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明  
について
- ・資料1 議案図面資料（議案第2号、3号、4号関係）
- ・資料2 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
- 報告第4号 農業用施設に係る届出について
- 報告第5号 公共事業の施工に伴う一時転用届出について
- 報告第6号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

となります。

以上です。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第10回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行をお願いいたします。

議長 これより、第10回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号13番 安藤 千鶴 委員と14番 増田 茂 委員にお願いします。

先ずは、第10回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。  
農用地利用集積等促進計画が、受人単位で、堀兼地区1件です。  
農地法第3条許可申請は、入間川地区2件、堀兼地区3件の合計5件です。  
農地法第4条許可申請は、入曽地区1件です。  
農地法第5条許可申請は、入間川地区2件、入曽地区3件、堀兼地区3件、柏原地区1件の合計9件です。  
以上です。

議長 はじめに、『議案第1号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。

農振課 【農用地利用集積等促進計画についての説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『承認』します。  
事務局は、然るべき処理を進めてください。  
農業振興課は、退室いただいて結構です。

【農業振興課の退室】

次に、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。

先に行われた利用状況調査を中心に状況や感想等を含めて報告願います。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございました。  
次に、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号1番について、ご説明いたします。  
受人は入間川に在住、渡人は狭山に在住。土地の所在は狭山、  
地目は田 地積は800㎡。石心会病院の東に位置し、所有権の移転です。  
本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。  
法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から確実と思われます。  
なお、地目は田ですが、所有農地と同様に路地野菜を栽培する予定です。  
法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可』します。

次に、2番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号2番について、ご説明いたします。  
受人は狭山に在住、渡人は中央に在住。  
土地の所在は、入間川字沢久保 地目は畑 地積は614㎡。  
中央中学校の北東に位置し、所有権の移転です。  
本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありません。  
法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から确实と思われま  
す。  
法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われま  
す。  
また、本件申請人は委員の親族であることから、農業委員会法第31条の規定によ  
り、委員の議事への参与はできません。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けますが、委員におかれましては、傍聴席に移動願います。

改めまして、質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可』します。  
委員は、自席にお戻りください。  
次に、3番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号3番について、ご説明いたします。  
受人は堀兼に在住、渡人は堀兼に在住。  
土地の所在は大字堀兼字流 他1筆 地目はいずれも畑 地積は合計で522㎡。  
上赤坂ポンプ所の東に位置し、所有権の移転です。  
本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。  
法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から确实と思われま  
す。  
法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われま  
す。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可』します。  
次に、4番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号4番について、ご説明いたします。  
受人は堀兼に在住、渡人は秋田県湯沢市に在住 他1名。  
土地の所在は大字堀兼字尾花台 地目は畑 地積は1,037㎡。  
小林製作所の西に位置し、所有権の移転です。  
本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。  
法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から确实と思われます。  
法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可』します。  
次に、5番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号5番について、ご説明いたします。  
受人はふじみ野市に在住、渡人は群馬県吾妻町に拠点を置く法人。  
土地の所在は大字堀兼字中流 他23筆 地目はいずれも畑  
地積は合計で22,542㎡。上赤坂ポンプ所の東に位置し、所有権の移転です。  
本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。  
法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から确实と思われます。  
なお、本件渡人の代表取締役は受人であり、本人の所有への変更を望むものです。  
法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、『議案第3号 農地法第4条に係る許可申請について』を議題とし、担当委員からの説明を求めます。

委員 土地の所在は大字水野字逃水、地目は畑 現況は公衆用道路 地積は46㎡  
【図面資料1番による説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、『議案第4号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、順次、担当委員からの説明を求めます。

委員 土地の所在は大字水野字逃水、地目は畑 現況は公衆用道路 地積は46㎡  
【図面資料1番による説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、2番について、担当委員の説明を求めます。

委員 土地の所在は入間川字下窪、地目は畑 地積は408㎡  
【図面資料2番による説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 土地の所在は入間川字中平野、地目は畑 地積は407㎡  
【図面資料3番による説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、4番について、担当委員の説明を求めます。

委員 土地の所在は大字水野字逃水、地目は畑 地積は416㎡  
【図面資料4番による説明】

- 議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、5番について、担当委員の説明を求めます。
- 委 員 土地の所在は大字水野字逃水、地目は畑 地積は281㎡  
【図面資料5番による説明】
- 議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、6番について、担当委員の説明を求めます。
- 委 員 土地の所在は大字加佐志字西裏、地目は畑 地積は333㎡  
【図面資料6番による説明】
- 議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、7番について、担当委員の説明を求めます。
- 委 員 土地の所在は大字水野字逃水、地目は畑 現況は公衆用道路 地積は346㎡  
【図面資料7番による説明】
- 議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、8番について、担当委員の説明を求めます。
- 委 員 土地の所在は大字加佐志字普門寺、地目は畑 地積は329㎡  
【図面資料8番による説明】
- 議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、9番について、担当委員の説明を求めます。

委員 土地の所在は柏原字宮原、地目は畑 地積は468㎡

【図面資料9番による説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、『議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。

申出者は、広瀬1丁目に在住。

申出地は、広瀬1丁目他2筆 地目はいずれも田 地積は合計で2,591㎡

買取事由の理由は、死亡したことによります。

以上です。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局からの説明を求めます。

事務局 先ずは、資料2の報告第1号をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、3件8筆、地目及び地積は田が1,427㎡  
畑が3,617㎡です。

原因はいずれも相続によるものです。

これら届出において、あつせん希望はありません。

報告第2号をご覧ください。

農地法第4条の規定による届出は、3件4筆、地目及び地積はいずれも畑で717㎡  
です。

転用目的は、道路敷地が1件、住宅敷地が1件、駐車場敷地が1件です。

報告第3号をご覧ください。

農地法第5条の規定による届出は、4件10筆、地目及び地積は田が2,033㎡、  
畑が1,366㎡です。

転用目的は、住宅敷地が2件、敷地拡張が1件、駐車場敷地が1件です。

報告第4号をご覧ください。

事業計画者は、川越市に居住。計画地は、大字青柳字旭台 地目は畑 地積は  
1,431㎡のうち28.34㎡で少年刑務所の北に位置します。

事業の概要は、耕作用車両の置場としての転用となります。

報告第5号をご覧ください。

1番についてご説明いたします。

事業計画者は、狭山市で所管は危機管理課。

計画地は、大字中新田字野 地目は畑 地積は351㎡のうち100㎡で  
消防団第4分団小屋に隣接しております。

事業の概要は、消防団ホース乾燥塔の解体工事に伴う足場の設置です。

期間は、令和7年10月20日から同年11月6日を予定しております。

2番についてご説明いたします。

事業計画者は、狭山市で所管は水道施設課。

計画地は、大字笹井字八木前 地目は畑 地積は269㎡で笹井交差点の西に  
位置します。事業の概要は、水道工事に伴う資材置場です。

期間は、令和7年10月10日から令和8年1月30日を予定しております。

報告第6号をご覧ください。

受人は北入曾に在住。渡人は北入曾に在住。

申出地は、大字北入曾字御狩場 地目は畑 地積は1,243㎡。

本件は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、基盤強化法による  
利用権設定が承認されておりましたが、申込後に相続税納税猶予を受けていたこと  
に気づき、当事者間では合意解約されていましたが、手続きがされていなかった  
ため、ここでの通知となったものです。

以上です。

議長

質疑ございますか。

質疑はないようです。

その他、委員から何かありますか。

事務局から何かありますか。

事務局

前回の総会において説明させていただきました、『非農地証明願』が10月10日に  
提出されました。これを受けて、今月23日の事前審査において堀兼地区の農業委員、  
推進委員とともに現地確認を行いました。総会にお諮りするのはいずれとし、それまで  
の間、他市の状況等を再調査しようと考えております。

以上です。

議長

他にありますか。

無いようですので、これをもちまして第10回狭山市農業委員会総会を終了します。  
ご協力ありがとうございました。